

九州大学
キャンパスライフ・健康支援センター

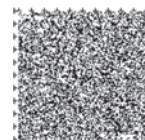


インクルージョン支援推進室 合理的配慮ガイドブック

受験生 ・ 保護者 ・ 高等学校向け

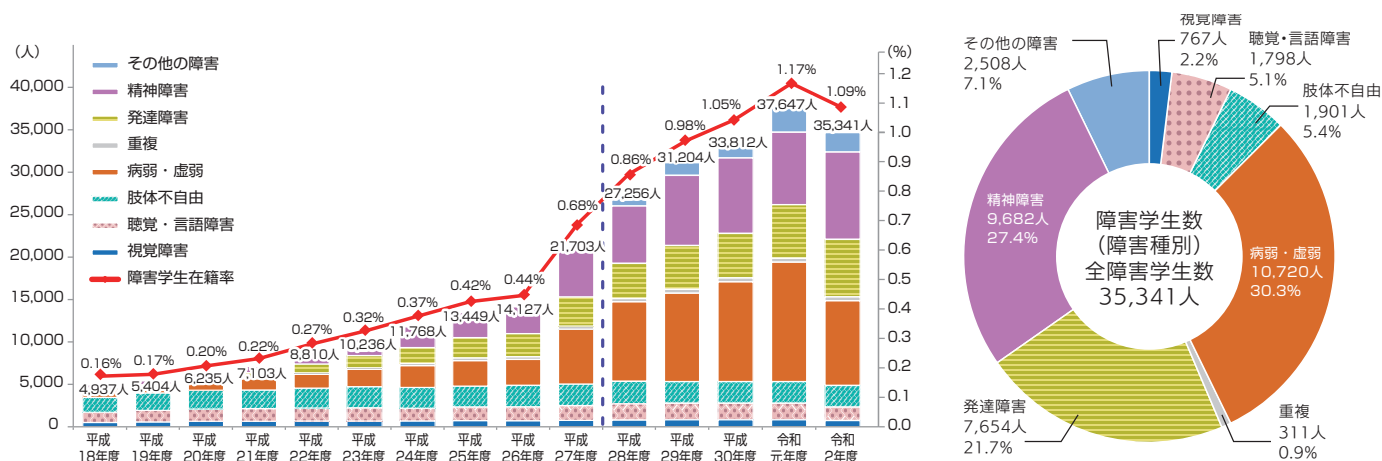
Kyushu University
Center for Health Sciences and Counseling
Support Section for Inclusion

Reasonable Accommodation
GuideBook



✓ 全国に在籍する障害※1学生数の推移

日本の大学で学ぶ障害のある学生数は年々増加しており、2020年（令和2年度）では全国における人数が35,341人（全学生数の1.09%）でした。



▲ 大学・短期大学および高等専門学校における障害のある学生の在籍者数※2

▲ 大学・短期大学および高等専門学校における障害学生数

※1 「障害」「障害者」の表記：本学では、障害者権利条約の理念に則り、「障害」とは個人に帰属するのではなく、個人と社会との間にある取り除くべき社会的障壁であると考えています。このようなことから、本学ホームページや各種広報物の中においても「障害」「障害者」と表記しています。

※2 日本学生支援機構の調査における「障害学生」：「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有する」または「健康診断等において障害があることが明らかになった」学生を指す。

✓ 障害者を取り巻く法律

日本は、2014年に障害者の人権や基本的自由を守るために、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。2021年に「改正障害者差別解消法」が成立し、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、全ての事業者に対して障害者の機会の均等を保障する「合理的配慮」の実施を義務付けました。



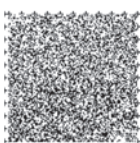
✓ 合理的配慮とは？

障害者（慢性疾患・難病を含む）の平等な修学・就労機会を保障するため、過重な負担を伴わない範囲で、国公立大学を含む公的な機関が個々人に合わせた必要かつ適当な変更や調整を提供することを「合理的配慮」といいます。

● 障害の範囲：身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある本学の職員等及び学生、その他本学が行う教育研究等の活動全般に参加する全てのもの

● 合理的配慮に該当しない事例

「ディスカッションに参加しなくても単位がもらえるようにする」等、教育の本質や評価基準の変更は配慮に当てはまりません。



▲ 合理的配慮の例

✓ 入学者選抜における配慮

本学では、障害（下表）などのある人に対して、受験上および修学上の必要な場合における配慮の実施を検討するため、相談を常時受け付けています。受験上の配慮については、内容によって対応に時間を要することもありますので、入試要項を確認の上、出願前のできるだけ早い時期に相談してください。

※ 相談時期の詳しい情報については、本学のHP（障害等のある入学志願者について）をご確認ください。

区分	対象となる者	受験上の配慮の一例
①視覚に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 点字による教育を受けている者 両目の矯正視力がおおむね0.3未満、もしくは視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 上記以外の視覚障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 点字解答 拡大文字冊子の配付 拡大鏡等の持参使用 窓側の明るい席を指定 照明器具の持参使用又は試験室側での準備
②聴覚に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 上記以外の聴覚障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳士等の配置 注意事項等の文書による伝達 席を前列に指定 補聴器又は人工内耳の装用
③肢体不自由に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 両上肢の機能障害が著しい者 上記以外の肢体不自由 	<ul style="list-style-type: none"> 代筆解答 介助者の配置 試験室を1階に設定 トイレに近い試験室で受験 車いす、杖の持参使用 試験場への乗用車での入構
④病弱に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者 	<ul style="list-style-type: none"> 試験室を1階に設定 杖の持参使用 別室の設定
⑤発達障害に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 自閉スペクトラム症（自閉性障害・アスペルガー障害・広汎性発達障害）、限局性学習症（学習障害）、注意欠如多動症（注意欠陥多動性障害）のため配慮を要する者 	<ul style="list-style-type: none"> 試験時間の延長（1.3倍） 拡大文字問題冊子の配付 注意事項等の文書による伝達
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑤の区分以外の者で配慮（面接時の配慮等を含む）を必要とする者 	<ul style="list-style-type: none"> トイレに近い試験室で受験 席を試験室の出入口に近いところに指定

● 九州大学における入試に関する合理的配慮の相談窓口

学務部入試課 TEL：092-802-2004 E-mail：nyushiken1@jimu.kyushu-u.ac.jp

✓ 大学における修学・就労上の配慮

インクルージョン支援推進室では、障害（慢性疾患・難病を含む）のある学生・教職員が、修学・就労において十分に個性と能力が発揮できるよう、合理的配慮に関する相談を受け付けています。



物理的なバリアがある場合

- 車いすで自由にキャンパス内を移動したい
- 車いすを使用している学生の実習への参加の仕方を悩んでいる

物理的環境への配慮

- スロープ/エレベーターの設置 など
- アクセスしやすい授業教室への変更 など



コミュニケーションにバリアがある場合

- 教科書や授業で使用するプリントが読めない
- 授業に情報保障を必要とする学生がいる

意思疎通の配慮

- 読み上げ可能なテキストデータの提供など
- 授業資料の配付 など



授業への参加や内容にバリアがある場合

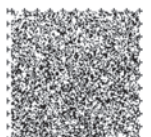
- 検査入院や通院のため、授業に十分に参加できない
- 運動制限があるため、激しい運動ができない

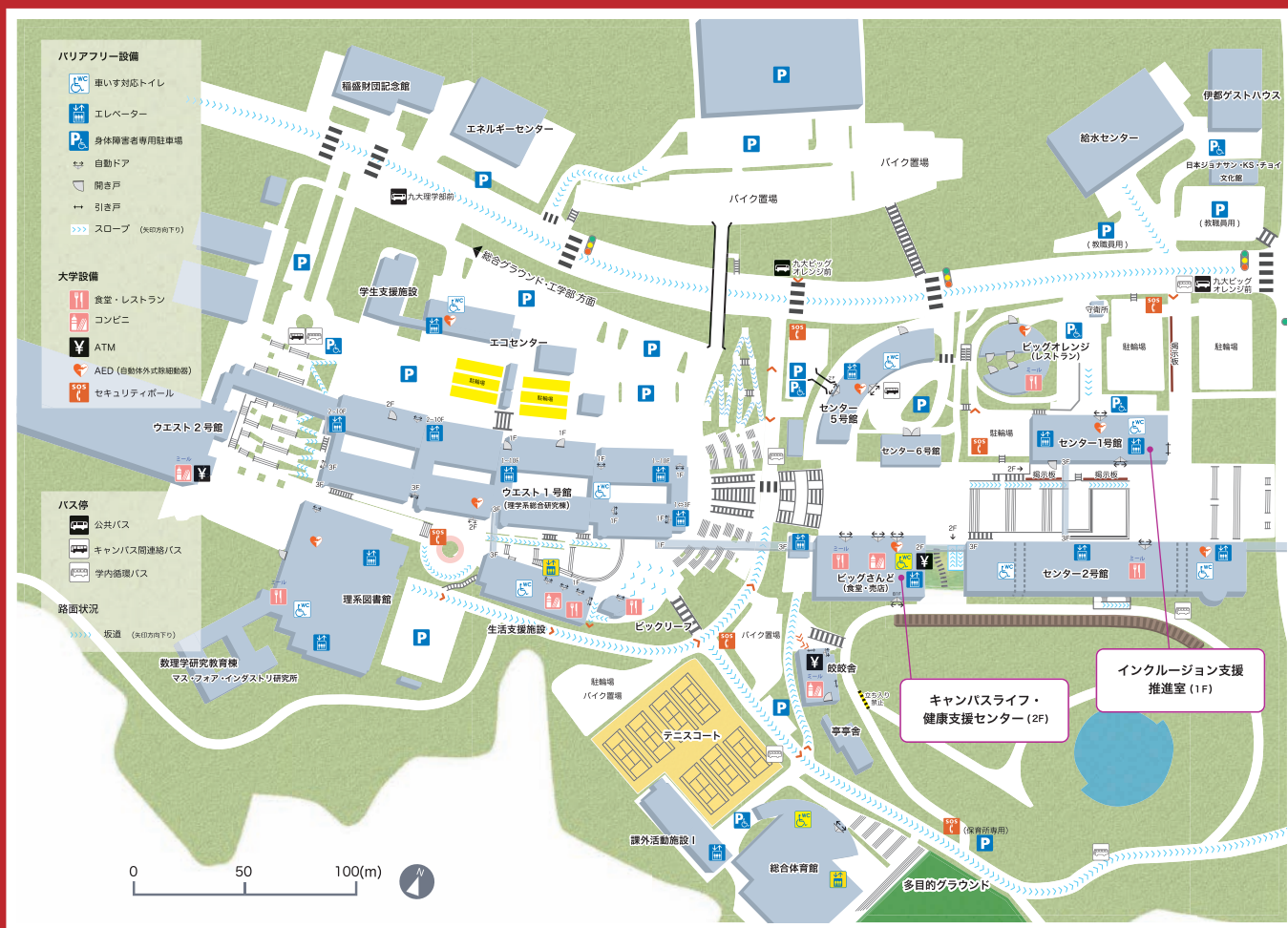
ルール・慣行の柔軟な変更

- 通院のために授業を欠席する場合の配慮 など
- 授業内容や評価方法の変更 など

✓ 関連情報の入手先

- 九州大学 障害等のある入学志願者について（学部）：
<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/faculty/disabilities/>
- 九州大学キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室：
<http://www.chc.kyushu-u.ac.jp/~webpage/organization/barrierfree.html>



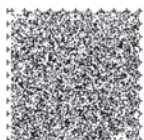


キャンパスライフ・健康支援センター インクルージョン支援推進室

〒819-0395
福岡市西区元岡 744
伊都キャンパスセンターゾーン 1号館 1階
Email : inclusion@chc.kyushu-u.ac.jp
TEL : 092-802-5859

Center for Health Sciences and Counseling Support Section for Inclusion

744, Motooka, Nishi-ku, Fukuoka,
819-0395, Japan
Center Zone 1 building
Email : inclusion@chc.kyushu-u.ac.jp
TEL : 092-802-5859



2016年度 作成 2022年3月 改訂

本ガイドブックには、「K-UDフォント」(九州大学ユニバーサルデザインフォントの略)を使用しております。
K-UDフォントは、株式会社フォントワークスが九州大学大学院芸術工学研究院との共同研究に
基づいて制作したUD(ユニバーサル・デザイン)フォントシリーズから選定し、命名しました。
より読みやすく、より見やすく、より伝えやすい文字であることを目的としてデザインされた書体です。



九州大学
KYUSHU UNIVERSITY